

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年度都市計画情報案内システム保守運用業務	2023年4月3日	株式会社パスコ神戸支店	16,791,500	本業務は、左記業者が開発し運用している「都市計画情報案内システム」のインターネット配信及び窓口閲覧システムの保守運用、データ更新及び当該データを基に作成する都市計画関係図面作成業務であり、使用するシステムやデータは独自の特殊なデータ形式であるので、システム開発業者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都市計画課 (Tel: 595-6710)
令和5年度都市計画基礎調査(建物用途・階数別現況調査及び土地利用現況調査)業務	2023年5月31日	株式会社パスコ神戸支店	16,478,000	本業務を行うためには、固定資産税課所管のデータをGISにて表示可能な形式に変換する必要があるが、変換用プログラムは当該事業者しか保有していないため、契約の相手方が当該事業者にて特定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都市計画課 (Tel: 595-6701)
令和5年度神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域プロモーション業務	2023年4月1日	一般社団法人DOR	2,500,000	本業務は、平成29年度に開設した神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域のWEBサイト「シタマチコウベ」を情報発信基盤として、地域のブランディング及び更なるプロモーションの充実を図り、夜間・昼間・交流人口の増加につなげることを目的としているが、地域のブランディング、プロモーションの充実を図るためには、①専門的な知識はもちろん、②地域の特性や新たな動きを常に捉えながら、③地元事業者や地域団体などの地域の方々と連携し、実施していくことが大前提である。 左記事業者は、①企画運営・WEBサイトのデザイン・宣伝写真・映像制作を専門に手掛けていること、②当地域に拠点を置く地元事業者であること、③当地域において様々なプロジェクトに携わっており、本業務を実施するに際して連携が必要な「地域住民」、「地元事業者」、「地域団体」、「アーティスト・クリエイター」とのネットワークをすでに構築していることから、当業務を実施できる唯一の委託先である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局未来都市推進課 (Tel: 595-6684)
令和5年度「イイことぐるぐる」ポータル混雑緩和メニュー保守運用業務	2023年4月1日	ジョルダン株式会社	1,584,000	左記事業者は、「イイことぐるぐる」の開発・運用を一貫して実施しており、効率的かつ円滑に業務を遂行することができる。このため、迅速かつ確実に業務を遂行できる者は他になく、良好な成果が期待できる左記事業者への委託が不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局未来都市推進課 (Tel: 595-6719)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ポートアイランド・リボーンプロジェクトにおける将来ビジョン検討支援業務	2023年6月7日	株式会社アール・エフ・エー	5,995,000	<p>令和4年度は、東京藝術大学の藤村准教授の研究室へポートアイランド建設当時の設計思想やまちの変遷といった学術研究の観点から分析を行う業務を発注している。この委託業務の枠を超えて、藤村准教授より神戸市に対して「ポートアイランドリボーンプロジェクト～山ふたたび海へ」をご提案いただくとともに、シンポジウムにおいて広く市民等と共有した。</p> <p>この結果、多くの期待を集めるとともに、プロジェクト検討への参加意欲を表明する島内のプレーヤーが発掘され、この提案を発展させることでプロジェクトの具体化を図りたいと考えることから、藤村准教授自身の参画が不可欠である。</p> <p>また本業務の遂行にあたり、住民や企業等の多様な関係者から聞き取った内容を踏まえWS等を企画開催する等の、経験・能力を十分に有している必要がある。</p> <p>以上のことから、藤村准教授が主宰し、住民や企業等と共ニュータウンの再生やまちの活性化プロジェクト等の実績を有している当該事業者は、本業務の円滑な遂行を期待できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局未来都市推進課 (Tel: 595-6684)
令和5年度ポートライナー輸送力増強策検討業務(その2)	2023年7月25日	神戸新交通株式会社	10,560,000	<p>列車の安全確保や軌道施設の機能に影響を与える内容であることから、当該業務の実施が可能なのは列車運行者に限られるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局未来都市推進課 (Tel: 595-6719)
令和5年度神戸新交通ポートアイランド線の輸送力増強に伴うシステム検討業務	2023年7月25日	株式会社神戸製鋼所	4,950,000	<p>既存の運行システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に検討及び設計させた場合、既存の運行システムの使用に著しく支障が生じるおそれがあるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局未来都市推進課 (Tel: 595-6719)
令和5年度神戸市神鉄シニア利用促進バス販売業務等委託業務	2023年4月1日	神鉄観光株式会社	17,809,089円 1,386円/件 1,078円/件	<p>左記事業者は販売事務や電話対応業務等、幅広い業務実績を有しており、正確な業務の遂行が見込める。</p> <p>また、販売場所の確保や企画乗車券・販売引換券の引取り及び受け渡し、売上金の会計処理など、神戸電鉄(株)との調整事項が多く、グループ会社である左記事業者に委託することで円滑な業務の遂行が期待できる。</p> <p>さらに、神戸電鉄は無人駅が多く、駅での対応や企画乗車券の使い方の問合せが多いため、駅の設備や神戸電鉄のことを熟知している当該事業者でないと適切な対応ができない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (Tel: 595-6720)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神鉄シーパスワン購入補助申請システム運用保守業務	2023年4月1日	一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	4,191,000	本業務を履行できるのは、マイナンバーカードや引換券による本人確認と枚数管理を可能とするシステムを独自に開発・構築し、構成・機能を熟知するのは、左記業者のみである。このため、迅速かつ確実に業務を遂行できる者は他になく、良好な成果が期待できる左記事業者への委託が不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6720)
「孝行デマンドバス」のサービス提供及びシステム保守管理改修業務	2023年4月1日	コガソフトウェア株式会社	5,692,720	著作権等の排他的権利を行使する契約であり、これらの権利を有する左記業者との契約が必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6721)
六甲山・摩耶山における交通のあり方検討業務 (その3)	2023年4月3日	復建調査設計株式会社神戸事務所	3,256,000	前業務に引き続き実施する一体の関係にある業務に係る契約で、一体の関係にある業者でない且履行が不完全になるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6717)
山上へのアクセス検討業務 (その3)	2023年4月3日	株式会社トーニコンサルタント神戸事務所	9,922,000	前業務に引き続き実施する一体の関係にある業務に係る契約で、一体の関係にある業者でない且履行が不完全になるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6717)
令和5年度新神戸駅前広場再整備デザイン計画検討業務	2023年5月31日	E-DESIGN・畑友洋建築設計事務所設計共同企業体	10,395,000	本業務は対象地域の地域特性や再整備方針を踏まえたデザインを立案するものであり、デザインに関する専門的な知識、経験が必要であり、競争入札に適さないため。 また、前業務に引き続き一体の関係にある設計業務に係る契約であり、一体の関係である業者でない且施工が不完全になるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6718)
地域コミュニティ交通における敬老福祉バスの認証システム開発業務	2023年8月29日	株式会社フューチャースピリッツ	6,483,730	左記事業者は、他の委託業務において本市が求める認証機能の一部を有するシステムを開発・運用しており、すでに開発された試作品の権利を有する左記業者と契約することが必要不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6721)
メトロこうべの賑わい創出に向けた整備等実施業務	2023年9月1日	神戸高速鉄道株式会社	8,998,000	左記事業者はメトロこうべの管理者である。本業務の実施に当たっては左記事業者の管理する既設の施設・設備に精通した上でデザイン・設計・施工を進める必要がある。また、整備後の日常の維持管理を左記事業者が担うことになっており、維持管理者の視点から設置物の検討を行うことが必要となるため、メトロこうべの管理者である左記事業者以外には本業務を履行することは出来ない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6717)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
まちなかプロジェクト ションマッピング実証 実験業務	2023年9月29日	株式会社U.	3,960,000	<p>実証実験のねらいを踏まえたインタラクティブで科学的なコンテンツを、深い知識や技術を持って製作することができ、運用・保守サポートにも実施可能な経験豊富な事業者から、委託業者を決定することが適切である。</p> <p>今回の業務は、インタラクティブ仕様を含むデジタルコンテンツを企画立案し実証実験するものであり、最新のハードウェアに精通するとともに、まだ先行事例の少ないこの未開拓な分野において、魅力的なコンテンツ作成が可能な高い技術力が求められるため、事業者には以下のような条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者の意図を具体化できる深い科学的知識と技術力を有し、具体的かつ多様な提案ができること。 ・同種業務の経験が豊富で、制作過程等で、発注者の構想への助言や問題点の指摘・改善が可能なこと。 ・打合せの段階で発注者の持つコンテンツのイメージと技術的境界の折衷案を調整できるコーディネートの経験が豊富であること。 <p>左記の株式会社U. は、市内でも同様な業務実績があり、今回の業務に耐える十分な技術力があり、神戸市内で、唯一、これらの条件を備えている事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局景観政策課 (Tel: 595-6724)
令和5年度こうべまちづくり会館(まち活拠点 まちラボ)運営業務	2023年4月1日	特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究 所	4,994,000	<p>事業者の人材確保のため、当初は、複数年度を条件にプロポーザル方式にて選定を行う予定であった。しかし、令和5年度にまちづくり会館の運営内容を見直すこととなり、その内容によっては令和6年度以降の委託内容が変わる恐れがある。よって、令和5年度については令和4年度と同一の事業者に委託することで、人材確保と効果的な業務遂行が達成できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局まち再生推進課 (Tel: 595-6733)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
城が山4・5丁目ブロック密集市街地改善検討業務	2023年5月1日	株式会社都市調査計画事務所	1,650,000	<p>東垂水地区は、密集市街地再生方針において優先地区に指定しており、令和7年までに密集解消を目標としている。現在はその中でまちづくり構想を提出した2つのエリア（泉が丘北エリア・城が山北エリア）で重点的なまちづくり支援を行いながら密集改善を図っている。しかし道路基盤が未熟であるこのエリアは密集改善道路等の早期整備に向けた検討が急務となっている。</p> <p>本業務では、特に密集の課題が顕著である城が山4・5丁目エリアにおいて、市の実施している事業の周知を行うと共に密集改善に取り組むことができる箇所の検討および地域の自治体とも協力し課題解決の体制づくりを行う。</p> <p>このような取り組みを迅速に進めていくためには、現在のこの地区でのまちづくりの状況や方向性を把握していることが求められる。この要件を満たしており、効果的かつ効率的に事業を進められる事業者は、現在業務対象区域を含む当該地域のまちづくりコンサルタントとして派遣されている左記業者しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局まち再生推進課 (Tel:595-6732)
令和5年度泉が丘5丁目密集改善道路整備に関する検討業務	2023年5月8日	合同会社ハツダ商店	1,980,000	<p>東垂水地区は、市が密集市街地再生方針において優先地区に指定しており、その中の2つのエリア（泉が丘北エリア・城が山北エリア）では、まちづくり構想にもとづく密集改善を図るため重点的なまちづくり支援を進めている。</p> <p>本業務では、道路基盤が未熟であり、道路整備等の密集改善に向けた施策の検討が急務となっている泉が丘5丁目エリアにおいて、過年度に取りまとめた地域の意向に沿い、地域による検討及び検討のための体制づくりを支援し、事業実施の判断に向けた計画案の取りまとめを行う。</p> <p>継続業務である本業務を効果的かつ効率的に進められるのは、過年度の業務で良好な成績を収めており、また当該地域のまちづくりコンサルタントとして派遣されていることで、現在のまちづくりの状況や方向性を詳細に把握している左記業者しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局まち再生推進課 (Tel:595-6732)
令和5年度モデル団地（多聞台）におけるリノベーション検討業務	2023年4月13日	北野工作室野口志乃	3,630,000	<p>北野工作室は、過年度より多聞台団地におけるリノベーション検討の取り組みとして、団地再生協議会の運営、地域住民と協働で行うワーキンググループ等の企画・運営などの業務を受託しており、当該地域の状況を熟知し、地域住民との信頼関係を構築しながら地域課題の解決に向けた取り組みを実践し、一定の成果をあげていることから、迅速かつ確実な業務の遂行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (Tel:595-6705)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
唐櫃台駅前再整備及び旧市営唐櫃住宅3・4号棟跡地活用に関するワークショップ運営支援	2023年4月17日	人・まち・住まい研究所	1,980,000	合同会社人・まち・住まい研究所は、令和2年度よりまちづくりコンサルタントとして、唐櫃エリアにおけるまちづくり構想の策定に取り組んでおり、当該地域の状況を熟知し、地域住民との信頼関係を構築しながら、一定の成果をあげていることから、迅速かつ確実な業務の遂行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局駅まち推進課 (TEL:595-6705)
デュオこうべ浜の手公共通路等維持管理等業務	2023年4月1日	神戸地下街株式会社	148,474,950	神戸地下街株式会社は、「さんちか」「デュオこうべ山の手」を管理しており、大規模地下街を管理するノウハウを有する。 また、「デュオこうべ浜の手」は「デュオこうべ山の手」と接続しており、公共通路の維持管理を効率的に行うとともに、災害等の緊急時に統一的に対応することで、利用者の安全性・利便性の確保を図るため、山の手、浜の手を一体的に管理運営する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局駅まち推進課 (TEL:595-6705)
神戸ハーバーランド煉瓦倉庫のライトアップ事業に係る概略設計業務	2023年4月28日	株式会社LEM空間工房	1,760,000	現在の煉瓦倉庫及びその周辺広場は、平成24年度に実施した「煉瓦倉庫周辺夜間景観演出にかかる基本設計業務」に基づいて、ライトアップ等の夜間景観の演出がなされている。 本業務においては、現在の夜間景観のコンセプトや照明デザインとの調和を図りながら、更なる夜間景観の向上に向けた照明デザインの検討を早期に行う必要がある。 現状を熟知したうえで、本市の求める成果に対して、迅速かつ確実な業務の遂行が見込めるのは、上記の基本設計業務を受託している株式会社LEM空間工房しかない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局駅まち推進課 (TEL:595-6705)
雲井通6丁目地区再整備検討業務	2023年4月20日	株式会社アール・アイ・エー神戸支社	10,780,000	当業務は、「令和3年度雲井通6丁目地区再整備検討業務」「令和4年度雲井通6丁目地区再整備検討業務」を引き続き深度化、地権者による検討体制の確保を図るために委託する業務である。令和3年度の業務は指名型プロポーザルにて(株)アール・アイ・エーが選定され、令和4年度も引き続き、地元地権者とともに事業化に向けた検討・協議を進めているところであり、当業務と業務上一体の関係にある。過年度の業務の履行状況が良好であるとともに、当該地権者からの信頼性もあることから、十分な成果が期待できるため引き続き選定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (TEL:984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年度「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務	2023年5月1日	株式会社神戸デザインセンター	8,000,000	令和3、4年度の業務において、三宮駅周辺の地権者を集めた勉強会や、個別ヒアリングを重ねたうえで、協議会が設立合意されており、また、サンキタ実行委員会の事務局業務等においても(株)神戸デザインセンターと、地権者・地域団体などのエリアマネジメントの取組に関わる関係者との間で一定の信頼関係が築けており、令和5年度の業務を円滑に遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (Tel:984-0241)
市道葺合南37号線等KOBEPARKレット設計及び効果検証業務	2023年5月1日	総合調査設計株式会社川西営業所	4,994,000	本業務は、市道葺合南37号線において計画されているKOBEPARKレットの設置に伴う、配置や交通対策等の検討、警察協議及び詳細設計を行うものである。 本業者は、平成29年3月「三宮中央通り歩行者空間拡大に向けた社会実験の実施及び効果検証業務」、令和3年3月「三宮高架下商店街パークレット及びベンチ設計検討業務」等社会実験の成果を踏まえて、KOBEPARKレットに関する検討業務の実績があり、KOBEPARKレットの意匠性、安全性、耐久性等を熟知したうえで本格設置を確立してきた唯一の業者である。なお、本KOBEPARKレットの整備は令和5年秋頃の完了を目指しており、本詳細設計を早期に行う必要があることから本業者が望ましい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (Tel:984-0241)
三宮バスターミナルコンセッション事業者公募に向けた検討業務	2023年5月12日	パシフィックコンサルタンツ株式会社神戸事務所	20,713,000	三宮バスターミナルと新バスターミナル(Ⅰ期)・(Ⅱ期)は効率的・効果的なバスターミナルの管理・運営を行う計画としている。その中で、新バスターミナル(Ⅰ期)は、直轄道路事業として国が主体となって、民間の技術やノウハウを活用するコンセッション方式を導入する計画とし、今年度より公募手続きを行う予定である。 そのため、三宮バスターミナルの公募手続きに必要な条件の検討及び公募手続きは、国が実施する新バスターミナル(Ⅰ期)の検討及び公募手続きと一体的に進めていく必要があり、加えて国が予定する公募手続きのスケジュールに基づき、迅速に業務を行う必要がある。 以上の理由から当該事業者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (Tel:984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
税関線等デザイン詳細計画業務	2023年5月15日	株式会社日建設計大阪オフィス	17,193,000	<p>税関線等のデザイン検討にあたって、左記事業者は過年度に実施したプロポーザルで選定された事業者であり、税関線等のデザインの意図や思想等を十分に把握している。</p> <p>また、左記事業者はR4年度に税関線等における空間構成やファニチャー類の配置等といったゾーニングの検討を行った。R5年度には、R4年度の検討結果を踏まえた上で、意匠性の高い施設・製品のデザイン検討を含めたゾーニングごとの詳細計画を行う。</p> <p>以上のことから、本業務は昨年度業務と一体性が求められるものであり、引き続き、一貫性を持ってデザインを検討するためには、令和4年度業務を手掛けた左記業者が最も効率的かつ効果的に業務を遂行することができ、かつ令和4年度の履行結果は良好であるため、左記業者に委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (TEL:984-0241)
三宮クロススクエア(北東エリア)におけるデザイン検討及び設計業務	2023年6月20日	パシフィックコンサルタンツ・小野寺康都市設計事務所・ナグモデザイン事務所設計共同体	29,744,000	<p>現在、「えきまち空間」においては、公共空間と沿道建築物が一体となった魅力的な都市空間を実現するため、景観のあるべき方向性を示した「景観デザインコード」をもとに、これまでの検討内容をふまえながら専門的な見地より空間デザインの検討を行っている。</p> <p>本業務は過年度業務と周辺各事業の進捗状況を踏まえ、三宮クロススクエア東エリア(JR新駅ビル南側)などにおいて、周辺地下埋設物の状況を考慮したデザイン検討の深度化を行うとともに、先行整備を行う三宮北交差点において、シンボル照明の設置に向けた詳細設計等を行うものである。</p> <p>空間デザインを行うにあたっては、公共空間に備えるべき役割や機能等の整理、周辺の建築物のあり方の見直しが必要であり、過年度に検討したデザインコンセプトを引き継ぎ、深度化をはかる必要があることから、R元年度～2年度に公募型プロポーサル方式にて委託したパシフィックコンサルタンツ(株)を代表とし、アーバンデザイン担当の小野寺康都市設計事務所及び照明設計担当のナグモデザイン事務所を含めた共同企業体に委託するものである。</p> <p>(※)小野寺康都市設計事務所及びナグモデザイン事務所はR3年度～4年度も引き続きデザイン検討業務を受託している)</p> <p>なお、本事業者は、「えきまち空間」全体の都市デザインに係る業務を担っており、過年度の履行結果も良好であり、本事業者に委託することで、デザインの一貫性を担保することができる。</p> <p>以上のことから、効率的・効果的かつ的確に支援業務を行うことのできる唯一の事業者であるため、当該企業体に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (TEL:984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
都心・三宮エリアにおけるビッグデータを活用したまちのにぎわい・回遊分析業務	2023年6月28日	ヤフー株式会社	2,497,000	本市はヤフー株式会社と「データドリブンな市政課題解決に関する業務連携協定」を締結し、その枠組みのなかで平成30～令和3年度にかけて、都心・三宮エリアにおけるにぎわい・回遊分析モデルの構築に向けて試行錯誤を重ねてきた。また、令和4年度についても左記事業者と委託契約を締結し、構築した分析モデルを活用して、継続的なデータ取得と回遊性分析等を行った。 本業務は、スマートフォン等の位置情報ログや検索情報等のビッグデータを所有し、かつ継続的なデータ収集・分析が必要であり、これまでの分析ノウハウを有する左記事業者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課 (Tel: 984-0241)
新長田駅南地区アニメ文化等を通じた資産価値向上業務	2023年4月1日	特定非営利活動法人 KOBE鉄人PROJECT	13,000,000	特定非営利活動法人KOBE鉄人PROJECTは、これまでも地区内関係者と協働で鉄人28号や三国志といったアニメ文化等を通じた様々なイベント等を企画・実施することでまちのにぎわいの創出に貢献してきたことに加え、メディアを通じたまちの情報発信を行うことに長けており、各メディアともネットワークを有している。 今後、アニメ文化等を通じたまちのさらなる魅力向上を図るためには、これらの取り組みで培った調整能力や、ノウハウが必要不可欠であることから、委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel: 595-6748)
新長田駅南地区国道南フィルムアーカイブ等の活用を通じた資産価値向上業務	2023年4月1日	NPO法人プラネット映画保存ネットワーク	1,320,000	NPO法人プラネット映画保存ネットワークは、一般的な映画館では見ることができないような映画フィルムを有していることに加え、長田区をロケ地とする映画撮影の誘致なども積極的に行っており、映画関係者とのネットワークを有している。 以上のことから、本業務を円滑に遂行できるのは、NPO法人プラネット映画保存ネットワークのみであることから、委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel: 595-6748)
新長田駅南地区国道南芸術・多文化共生を通じた資産価値向上業務	2023年4月1日	特定非営利活動法人 ダンスボックス	3,000,000	特定非営利活動法人ダンスボックスは、プロのダンサーを育成する国内ダンス留学の開催による芸術作品公演の企画制作や長田区を舞台とする下町芸術祭への参画による地域への芸術の発信を行っているほか、定住外国人の支援施設である神戸国際コミュニティセンターと連携し、多文化共生に関する講座の開催を行っている。 このような実績から、今後、芸術・多文化共生を通じたまちのさらなる魅力向上を図るためには、これらの取り組みで培った調整能力や、ノウハウが必要不可欠であることから、委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel: 595-6748)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
新長田駅南地区国道南 保留床の活用等を通じ た資産価値向上業務	2023年4月1日	株式会社くにつか	32,500,000	<p>本業務は、地元商業者等と連携・調整し、取り組むべき施策を立案・実施することでまちの活性化を通じた市保留床の資産価値向上に取り組むものである。</p> <p>株式会社くにつかは、神戸市保留床のサブリーサーであるとともに、これまでテナント会運営による店舗管理、「くにつかりボンプロジェクト」と連携した地域イベントの開催やコミュニティハウスの運営など、活性化の課題解決に向けた成果をあげており、テナント誘致、賃料単価の改善を進めるなど市保留床の資産価値向上にも成果をあげてきた。</p> <p>以上のことから、これまでの取り組みや地区内関係者との関係性を活かし、まちの活性化を通じた市保留床の資産価値向上を間断なく継続できるのは、株式会社くにつかのみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:595-6748)
新長田大橋地下道・大 正筋地下通路及びア スタ新長田歩道橋管理 運営マネジメント・維持 管理業務	2023年4月1日	新長田まちづくり株 式会社	8,659,200	<p>対象施設を活用し地区のにぎわいを創出するには、地域の様々な関係者との密接な関係が必要不可欠である。また、対象施設は、複数の再開発ビルに接続しているため、複雑な建物構造や設備構成を理解したうえで、接続するビルの管理者と調整しながら、本業務を行う必要がある。</p> <p>新長田まちづくり株式会社は、対象施設と接続する一部を除いた再開発ビルの管理者であることから対象施設の複雑な建物構造や設備構成を熟知している。このため、円滑な維持管理業務を行うことができるとともに、非常時の復旧対応を速やかに行うことができる。</p> <p>また、対象施設を活用した企画・運営業務を実施するにあたり、対象施設の管理者として、道路施設としての制限を理解しながら、歩行者の安全性の確保実施することができる。</p> <p>以上の業務遂行上必要な特性を備えた事業者は、新長田まちづくり株式会社以外には存在しないことから委託先として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:595-6749)
垂水駅前広場管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	3,984,285	<p>令和4年度まで垂水駅前広場の維持管理、隣接するウエステ垂水及びレバンテ垂水のビル管理並びに駐車場の運営を一括で行っていた一般財団法人神戸住環境整備公社の一部事業が、(株)こうべ未来都市機構へ移管されるにあたり、ウエステ垂水駐車場及びレバンテ垂水駐車場の運営を行う同機構がこれまで同様に広場の維持管理を行うことにより、他と比較しても効果的かつ経済的な運用、スケールメリットが見込まれることから委託先として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ウェルブ六甲道2番街 空調更新工事発注業務	2023年5月26日	一般財団法人神戸住 環境整備公社	45,999,910	神戸住環境整備公社は、公共工事の発注関係事務の実績が豊富で業務に精通しており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の規定に鑑みた能力を有している。また、当該ビルの管理者でもあることから、現場の状況を熟知しており、管理者・サブリース事業者・テナント等関係者との調整もスムーズに行えるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:595-6747)
ティオ舞子空調機更新 工事発注業務	2023年5月26日	一般財団法人神戸住 環境整備公社	72,199,930	神戸住環境整備公社は、公共工事の発注関係事務の実績が豊富で業務に精通しており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の規定に鑑みた能力を有している。また、当該ビルの管理者でもあることから、現場の状況を熟知しており、管理者・サブリース事業者・テナント等関係者との調整もスムーズに行えるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:595-6747)
下三条町北地区防災街 区整備事業土地境界確 定業務等(測量、登記 更正等)	2023年5月31日	公益社団法人兵庫県 公共嘱託登記土地家 屋調査士協会	2,978,800	本業務の確実な遂行には、現地に精通、かつ関係機関との協議・調整の豊富な経験や専門の知識等を有する土地家屋調査士の関与が必要であり、その性質又は目的が競争入札に適さない。 また、法務局や建設局などの関係機関と過去の経緯等を踏まえた協議・調整が必要であるうえ、境界確定の関係者も多く、業務の確実な遂行には、この区域の土地の事情に精通した豊富な経験と専門知識を有する者に委託する必要がある。 委託先は、土地家屋調査士法第63条第1項により公益目的での設立が認められた県下唯一の団体であり、法務局登記官との協議・調整などにあたって、傘下会員の土地家屋調査士から適任者を選任する仕組みを備えている。また、前年度にも土地境界確定業務を実施しており、その選定にかかる土地家屋調査士は当該事業地や関係者を熟知している。さらに、今回の委託内容は、前年度の委託業務に引き続いてのものなので専門性に加え継続性が必要であることから、当業務の最も効率的かつ円滑な遂行を期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局用地活用推進課 (Tel:595-6759)
寺口町防災対策モニタ リング業務	2023年4月1日	国土防災技術株式会 社 神戸支店	3,971,000	令和3年度業務において設置した観測機器を用いて観測を継続することから、令和4年度受託企業でなければ確実な成果が得られないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局工務課 (Tel:595-6769)
会館管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	45,722,271	株こうべ未来都市機構は、各会館の貸室を市より借り受け、管理運営している。本件業務は各会館の共用部分の管理であるが、施設全体の大部分を占める貸室部分の管理運営と密接に関連する付帯的なものであり、また同社が運営するテナントが併設する施設もあるため、一体的に同社に管理させることで、効率的に業務を遂行できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel:595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
港島ふれあいセンター 管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	16,574,762	港島ふれあいセンターは、地域福祉センター（1階）、児童館（2階）、ホール（3階）の複合施設であり、受付、清掃、修繕、点検などの業務を一体的に管理する必要がある。 株式会社こうべ未来都市機構は、地域住民の集会、研修、文化教室などの場を提供することを目的として団地開発に合わせて市が設置した会館（6か所）・集会所（10か所）を市から借り受け、自らの事業として、地元地域団体との連携も図りながら管理運営を行っており、当センターも、そうした施設と一体的に同社に管理させることで、効率的に業務を遂行できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6777)
ユニバープラザ管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	27,575,743	ユニバープラザ全体の管理については、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、株式会社こうべ未来都市機構が管理することと決定している（平成11年3月12日）。また、同社は、同ビルの区分所有者であることから、他の区分所有者、テナントや利用者等と緊密な関係を築くことができ、追加人員を配置する必要がなく、効率的に業務を遂行できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6777)
西区文化センタービル 管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	28,090,130	株式会社こうべ未来都市機構は、同ビルの4階から6階を都市局から借り受け、テナントを誘致する等の運営を行っている。またビル内の共用部分の管理業務については、各施設の管理者が株式会社こうべ未来都市機構に委託している。このため、管理にあたっては追加で人員を配置する必要がなく、専用部分と共用部分を一体的に管理できることから、効率的に業務を遂行できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6777)
向洋東公園地下駐車場 管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	10,400,504	当該施設は、平成4年の開設以降、日常管理、設備管理等を株式会社こうべ未来都市機構が行っており、当該施設の特性について熟知している。また、六甲アイランド内のそのほかの駐車場（公園西地下駐車場及び向洋西地下駐車場）の管理運営も行っており、既に管理体制を構築しているため、本件業務のために新たな人員は必要ないことから効率的かつ経済的に業務を遂行できると見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6777)
令和5年度有野台団地 等中心施設管理等業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	12,366,200	本件業務は、各会館の共用部の管理であり、団地中心施設一体で管理の方が効率的である。株式会社こうべ未来都市機構は、会館を含む各団地中心施設を市から借り受け管理しているため、周辺テナントや会館利用者等と管理上の細やかな連絡調整が可能である。また、本件業務のため新たな人員配置の必要もないことから効率的な業務が見込まれる。このため、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
六甲アイランドリバー モール等管理業務	2023年4月1日	神戸新交通株式会社	37,321,900	管理対象は神戸新交通(株)六甲ライナーの高架路線下の平行した空間に整備されており、同社が六甲ライナー施設と一体的に管理を行うことは、効率的である。また、リバーモールには噴水やトイレ等の施設があり、常に緊急の事案に備えておく必要があるが、同社では詰所及び六甲ライナー駅舎に係員等が配置されていることから、即応体制を取ることができるため、現場で臨機応変な対応が可能である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)
駅前広場等維持管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	47,282,796	(株)こうべ未来都市機構は、駅前広場や通路等に隣接する商業施設の管理を行っている。本件業務においては、商業施設等の営業に支障のないよう利用者・テナント等への連絡調整が不可欠であり、商業施設の管理業務と一体的に行うことで細かな連絡調整が可能になるとともに、本件業務のための新たな人員配置も必要でないことから、効率的な業務が見込まれる。このため、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)
神戸空港島西緑地駐 車場管理業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	7,480,000	(株)こうべ未来都市機構は、駐車場管理実績があり、また神戸空港島内の神戸空港海上アクセスターミナル内に事務所を有し、人員が常駐していることから、新たな専従の人員の配置や現地詰所の確保も必要なく、経費的にも安くなることが見込まれる。また、島内の他の駐車場の管理業務と一体的な運用が可能であり、迅速かつ効率的に業務を実施することができる。そのため、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)
神戸空港島西緑地管理 業務	2023年4月1日	株式会社エスクリ	4,690,400	(株)エスクリは、隣接地で結婚式場を営業しており、多くの従業員を有している。本業務の執行にあたっては、隣接地とあわせて一体的に管理を行うことが効率的かつ経済的であり、また、突発的な気象の急変等の緊急時の対応だけでなく、日常においても、多くの従業員の目により、危険行為、救命行為への対応などが可能であるなど、迅速かつ確実な業務の執行が期待できる。このため、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)
六甲アイランド地下駐 車場設備等改修に係る 設計及び施工業務	2023年4月3日	株式会社こうべ未来 都市機構	200,762,746	地下駐車場3施設は(株)こうべ未来都市機構が管理運営を行っており、日常の維持管理をとおして補修履歴を熟知していることから、各駐車場に合わせた的確な施工をすることができ、さらに施工にあたっての利用者への連絡調整も的確に行うことができるため、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
施設補修に係る設計及び施工業務	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	14,572,148	<p>㈱こうべ未来都市機構は、集会所・体育施設等の日常管理を行っており、各施設の補修履歴を熟知しているため、それぞれの施設毎の補修の必要性や危険度を判断し、全体の中で優先順位をつけて対応することができる。また、施設補修にあたって、使用制限や休館の必要性を判断し、利用者等との細やかな連絡調整が可能となるとともに、本件業務のために新たな人員は必要ないことから効率的な業務が見込まれる。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (Tel:595-6777)
いぶき東フレア集会所外壁等改修	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	11,188,795	<p>いぶき東フレア集会所の管理運営は㈱こうべ未来都市機構が行っており、過去からの補修履歴を熟知していることから、当該集会所に合わせた的確な施工をすることができる。また、施工に当たっては、臭気・振動・音の発生の可能性があり、管理運営者である、同社に委託することで、利用者への連絡調整も的確に行うことができ、効率的な業務が見込まれる。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (Tel:595-6777)
ユニバープラザ中央監視盤更新	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	22,304,511	<p>ユニバープラザビル全体の管理については、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、㈱こうべ未来都市機構が管理することと決定している(平成11年3月12日)。同社は、日常の維持管理をとおして補修履歴を熟知していることから、当該施設に合わせた的確な施工をことができ、さらに施工にあたっての利用者への連絡調整も的確に行うことができるため、効率的な業務が見込まれる。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (Tel:595-6777)
ユニバープラザ泡消火設備改修	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	24,146,368	<p>ユニバープラザビル全体の管理については、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、㈱こうべ未来都市機構が管理することと決定している(平成11年3月12日)。同社は、日常の維持管理をとおして補修履歴を熟知していることから、当該駐車場に合わせた的確な施工をことができ、さらに施工にあたっての利用者への連絡調整も的確に行うことができるため、効率的な業務が見込まれる。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (Tel:595-6777)
西区文化センタービルトイレ改修及び空調設備更新	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	149,815,195	<p>西区文化センタービルの共用部分の管理業務については、各施設の管理者が㈱こうべ未来都市機構に委託しており、追加で施工管理のための人員を配置する必要がない。また、日常の管理を通して入居者と緊密な関係を築いており、業務の際に必要な調整等を行うことができ効率的に業務を遂行できる。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (Tel:595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西区文化センタービル非常用発電設備及び防災設備の更新	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	53,946,816	西区文化センタービルの共用部分の管理業務については、各施設の管理者が㈱こうべ未来都市機構に委託しており、追加で施工管理のための人員を配置する必要がない。また、日常の管理を通して入居者と緊密な関係を築いており、業務の際に必要な調整等を行うことができ効率的に業務を遂行できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6777)
令和5年度西神戸地区産業団地に係る事業区域図等作成業務	2023年4月3日	株式会社ジャパックス	45,980,000	ジャパックスには、見積合わせにより令和3年度末に本件先行業務を委託することとなり、測量業務、境界協定業務等を行ううえで、地権者、道路管理者、河川管理者等とも調整をこれまで行なっていた。本件業務については、現地作業条件の制約や成果物の早期納品が必要となる中、ジャパックスは現地を踏査のうえ状況を把握しており、かつ、過年度業務において地権者等との調整を円滑に済ませた実績を有している。また、令和4年度までに作成した各種図面を用いて本件業務を行うことになる。以上のことから、本件業務を最も効率的かつ円滑に進めることが見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6782)
ひよどり台会館屋上防水工事に係る設計及び施工等業務	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	4,963,200	ひよどり台会館を含むひよどり台団地中心施設の管理は、㈱こうべ未来都市機構 (R4神戸住環境整備公社より事業移管) が行っており、本会館の屋上防水臨時補修も令和4年度中に行っている。過去からの補修履歴を把握しているため、当該施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、本件業務中も施設を運営する必要があるため、会館利用者及びテナントとの細かな連絡調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)
月が丘集会所トイレ改修工事に係る設計及び施工等業務	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	7,444,800	月が丘集会所を含む月が丘センターの管理は、㈱こうべ未来都市機構 (R4神戸住環境整備公社より事業移管) が行っており、過去からの補修履歴を把握しているため、当該施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、今回改修予定のトイレは、集会所利用者だけでなく近隣センター利用者も利用するため、集会所利用者及び周辺テナントとの細かな連絡調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
有野台会館屋上防水工事に係る設計及び施工等業務	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	31,564,786	有野台会館を含む有野台団地中心施設の管理は、(株)こうべ未来都市機構 (R4神戸住環境整備公社より事業移管) が行っており、令和4年度には先行して有野台会館C棟の屋上防水工事を実施している。過去からの補修履歴を把握しているため、当該施設に合わせた確かな施工を行うことができる。また、本件業務中も施設を運営する必要があるが、会館利用者及びテナントとの細かな連絡調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)
デカパトスポンプ設備更新工事に係る設計及び施工等業務	2023年4月3日	ヤマハ発動機株式会社	5,544,000	本件施設は、民間コンペによりヤマハ発動機株式会社が選定され、同社が設計・建設した施設であり、開館当初より管理運営を行っており施設及び設備を熟知しているとともに、補修履歴を把握していることから、同社に委託することで効率的かつ経済的な業務遂行が期待できる。また、施設内の他のテナント利用者や清掃・点検業者との調整も要することから同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)
ひよどり台会館床張替等工事に係る設計及び施工等業務	2023年4月3日	株式会社こうべ未来都市機構	5,831,760	ひよどり台会館を含むひよどり台団地中心施設の管理は、(株)こうべ未来都市機構 (R4神戸住環境整備公社より事業移管) が行っており、過去からの補修履歴を把握しているため、当該施設に合わせた確かな施工を行うことができる。また、本件業務中も施設を運営する必要があるため、会館利用者及び団地中心施設内テナントとの細かな連絡調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)
ユニバープラザエスカレーターハンドレール取替工事	2023年8月4日	株式会社こうべ未来都市機構	2,626,852	ユニバープラザビル全体の管理については、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、(株)こうべ未来都市機構が管理することと決定している (平成11年3月12日)。同社は、日常の維持管理をとおして補修履歴を熟知していることから、当該施設に合わせた確かな施工をすることができ、さらに施工にあたっての利用者への連絡調整も円滑に行うことができるため、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
会館・集会所公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境整備	2023年8月16日	株式会社こうべ未来都市機構	22,466,875	(株)こうべ未来都市機構は、各施設の貸室を市より借り受け、管理運営している。各施設への公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境整備に際しては、使用制限や休館の必要性を判断する必要があり、同社が施工することにより利用者等との細やかな連絡調整が可能となるとともに、本件業務のために新たな人員は必要ないことから効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
月が丘集会所トイレ改修工事に係る設計及び施工等業務【金額変更契約】	2023年9月20日	株式会社こうべ未来都市機構	11,534,400	月が丘集会所を含む月が丘センターの管理は、(株)こうべ未来都市機構(R4神戸住環境整備公社より事業移管)が行っており、過去からの補修履歴を把握しているため、当該施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、今回改修予定のトイレは、集会所利用者だけでなく近隣センター利用者も利用するため、集会所利用者及び周辺テナントとの細かな連絡調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL:595-6780)
神戸ポートアイランドあおぞら農園の管理運営業務	2023年4月1日	株式会社ファクティブ	20,000,000	左記事業者は、令和3年12月に実施した市民農園の整備・管理運営業務に関する公募型プロポーザルにより選定された企業連合体の構成事業者であり、令和4年8月の開設当初より管理運営を行っている。本公募においては、契約期間は協議のうえ決定するものとし、毎年度契約更新することとしていた(最長令和9年3月末まで)。同社は施設及び設備、作物の生育状況を熟知しているとともに、令和4年度も良好な管理を行っていることから、同社に委託することで効率的経済的な業務遂行が期待できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6786)
ポートアイランド港島南町6丁目駐車場管理運営業務	2023年4月1日	タイムズ24株式会社	6,600,000	本事業は、タイムズ24(株)により設計・整備された駐車場の管理運営を行うものであり、令和5年度以降も同社が継続して管理運営を行うことで、新たな設備投資の必要がなく、また、前年度から切れ目のない駐車場の運用を行うことが出来る。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6786)
(仮称)西神戸ゴルフ場の転活用に係る環境影響評価業務	2023年4月1日	パンフィックコンサルタンツ株式会社神戸営業所	37,037,000	本業務は、前業務に引き続き実施する、一体の関係にある業務であり、一体の関係にある事業者でないこと施行が不完全となるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6785)
既存住宅再生プロジェクト広報業務(その2)	2023年4月1日	一般財団法人神戸住環境整備公社	4,600,000	本業務は、(一財)神戸住環境整備公社が空家(戸建て・マンションの2物件)を取得し、リノベーションを行うことに併せ、本市がその住宅をモデルハウスとして一般へ公開する等の情報発信を令和4年度から継続して行うものである。モデルハウス等による情報発信は、物件所有者かつ、リノベーション実施者である当該事業者と一体的に行わなければ、モデルハウスとしての運営や広報発信などの十分な成果が得られない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6788)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
須磨パティオD・E駐車場管理運営業務	2023年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	33,000,000	本業務は、こうべ未来都市機構が運営する須磨パティオ駐車場の一部として駐車場運営を行うものであり、こうべ未来都市機構が継続して管理運営を行うことで、新たな設備投資の必要がなく、また、前年度から切れ目のない駐車場運営を行うことが出来る。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6788)
名谷駅前広場利活用支援業務	2023年4月1日	株式会社大丸松坂屋百貨店	4,992,363	人材発掘や支援事業は、令和4年度から業務を行っている株式会社大丸松坂屋百貨店が続き実施することで、蓄積されたノウハウや地域・利活用希望者との関係性を活かした業務が期待でき、効率的で十分な成果が得られる。加えて、左記事業者の事業所は、駅前広場に隣接する位置にあるため駅前広場の状況を熟知しており、支援事業を実施しやすい環境にあることから、令和5年度の業務を円滑に遂行できる事業者は他にないと考えられる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6788)
西神中央ブレンティ広場等利活用支援業務	2023年4月1日	双日株式会社・株式会社プライムプレイス	4,999,999	人材発掘や支援事業は、令和4年度から業務を行っている双日株式会社・株式会社プライムプレイスが引き続き実施することで、蓄積されたノウハウや地域・利活用希望者との関係性を活かした業務が期待でき、効率的で十分な成果が得られる。加えて、左記事業者の事業所は、駅前広場に隣接する位置にあるため駅前広場の状況を熟知しており、支援事業を実施しやすい環境にあることから、令和5年度の業務を円滑に遂行できる事業者は他にないと考えられる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6787)
ポートアイランド緑地広場等イベント業務	2023年8月10日	株式会社ファクティブ	1,453,335	左記事業者は、令和3年12月に実施した市民農園の整備・管理運営業務に関する公募型プロポーザルにより選定された企業連合体の構成事業者であり、令和4年8月の開設当初より市民農園の管理運営を行っている。同社は施設及び設備、作物の生育状況を熟知しているとともに、開設当初から良好な管理を行っている。また、収穫体験の開催に合わせたイベントの実施にあたっては、現地のスタッフがイベント運営の一部を担うことができるため、同社に委託することで効率的・経済的な業務遂行が期待できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL:595-6786)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
<p>新都市整備事業区域における土木工学的課題に関する調査解析業務</p>	<p>2023年4月3日</p>	<p>一般財団法人建設工学研究所</p>	<p>18,348,000</p>	<p>本業務は、神戸複合産業団地にある最大高低差90m、延長約1kmの長大切土法面における安定評価および維持管理方法の構築を目的に行うものである。</p> <p>神戸複合産業団地は昭和63年から造成が始まり、団地南端に長大切土法面が生じたが、内部に破碎帯のすべり面があり、土留めアンカーや抑止杭といった対策工事が実施されており、現在は、本業務により、継続的にアンカー荷重や抑止杭ひずみ量などの計測を行い、その結果に基づき長大法面の安定性、対策工の健全性の評価を行っている。</p> <p>また、本年度の業務においては、近年中に予定している当該エリアの公園緑地管理者への移管に向け、当該地域の土質に関する知識をもとに今後の必要最小限となる適切な維持管理方法の構築を行うものである。</p> <p>一般財団法人建設工学研究所は、昭和33年に設立され、神戸の西部地区から西宮、宝塚方面にかけていわゆる六甲山系南斜面の地域の開発を土砂災害から守るためどのように行なうべきかという重大な課題に対して、直接この事業を監督・指揮する地方自治体や実際に関係工事に従事する企業に、課題の解決に向けた研究・指導を行っている。</p> <p>当該地域においても造成時から継続的に助言を頂いており、引き続きの計測・評価や、今後の維持管理方法の構築を行うにあたり、当該委託先は本業務で十分な成果を挙げることができる唯一の団体である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	<p>都市局新都市工務課 (TEL:595-6796)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神戸地区産業団地整備に係る地盤リスク検討業務	2023年4月3日	一般財団法人建設工学研究所	12,727,000	<p>本業務は、令和4年度に既存文献調査や神戸複合産業団地造成時の地質の特徴等に関する知見を基にした地盤リスク評価を実施しており、令和5年度は西神戸ゴルフ場跡地の現地踏査及び別途業務にて令和5年度に実施予定の地質調査業務の結果を踏まえ、より具体的な評価を行うとともに、造成設計における地盤パラメータの設定や今後の造成工事中の地盤リスクの発現に備えた計測計画の策定を行うものであり、当該地域の土質特性（神戸層群）から造成（切土・盛土）のメカニズム等までの深く幅広い知識の蓄積に基づく評価が必要である。</p> <p>一般財団法人建設工学研究所は、昭和33年に設立され、神戸の西部地区から西宮、宝塚方面にかけて、いわゆる六甲山系南斜面の地域の開発を、土砂災害から守るため、どのように行うべきかという重大な課題に対して、直接この事業を監督・指揮する地方自治体や実際に工事に従事する企業に、課題の解決に向けた研究・指導を行っている。</p> <p>当該業務地域に隣接する神戸複合産業団地において、造成時から継続的に助言や長大法面の計測などを実施しており、当該業務地域においても同様の地盤条件であることが想定されることから、本業務において、十分な成果を上げることができる唯一の団体である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL:595-6796)